

氏 名 藤本 健一(フジモト ケンイチ)
学 位 博士 (中国言語文化学)
学 位 記 番 号 甲第121号
学位授与年月日 平成27年3月20日
審 査 研 究 科 外国語学研究科
論 文 題 目 中国近代法律新語の研究
—中日近代法律新語の成立及び相互の影響を中心に—

論文審査委員

(主査) 大東文化大学教授 丁 鋒
(副査) 大東文化大学教授 瀬戸口律子
(副査) 大東文化大学教授 寺村政男
(副査) 成城大学教授 陳 力衛 (外部副査)

博士論文 審査報告

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所
では無い為、加工がされておりますので、ご了承願います。

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされておりますので、ご了承願います。

2. 研究の課題と手法

本論文は中国語における近代法律新語の形成の諸相を総合的に研究し、全容解明のため語彙論的研究、歴史研究、翻訳研究、比較研究の視点からそれぞれを連動させながら考察を進めている。

語彙論的研究の視点からは新語の形成と伝播の様相、新語の借用現象、新語の造語法の特徴に着目し、新語を語源により三分類（既成語、転用語、新造語）して通時的観点から新語の初出時期、継承の過程、定着・淘汰の原因などを究明し、確定できた新語に対して先行研究を取り入れながら語誌（一つの言葉の意味上または使用法の変化・歴史などをいう）の記述で再研究を行った。

歴史研究の視点においては語彙史、語彙交流史、文献史の角度から法律新語の生成・伝播・交流を紐解き、また文献の用例では新語の足跡を突き止めるため、成書背景、著作書の人物像、文献の流布状況、関連書籍の出版状況など出版史、文献史に関わる考察も取り入れた。

翻訳研究では翻訳者の紹介、翻訳書の成立背景、翻訳の特徴、翻訳書の新語分布とその影響などを考究した。

比較研究は書籍、人物、言語などを通して、法律新語の定着要因、書籍間での継承状況、人物ごとの使用傾向、中日間の特徴などを解明しながら、同義語・類義語の比較により中国語に受け入れた新語を解析し、また、中日両国の法律新語の相異点を比較検証した。

3. 論文の構成と内容

本論文は序論、本論第一部から第四部、終論の六部分から構成され、最後は附録「文献別日中共通近代法律新語総表」、参考文献で、全 245 頁となる。序論では本研究の範囲と目的、近代新語と近代法律新語、法律新語の定義と分類、先行研究、研究方法などを概観し、終論は本研究の成果と今後の課題をまとめた。第一部から第三部までは中日の法律新語の形成史に関して日中語彙交流の相関性を意識した構成であり、歴史に沿った記述となっている。第四部は語彙論の視点から中国製法律新語の特徴についての考察、和製法律新語の借用研究、語素分析、語構成分析、法律新語の語誌考察などを行っている。

第一部「清末の中国の法律新語」は中国語の近代以前の法律語を概観した上で、創生期の近代法律新語について現存する六種類の漢訳法学書を中心に考察した。第一章「古代中国の法律語」では近代以前の古代法と近代法の相違点と法律語の継承関係を論証して、近代法の法律語は古代法の法律語を継承する一方で、より多くの法律新語を使用していると判明した。第二章「西学東漸と西洋法学書の翻訳」では清末における西洋法学との接触と翻訳活動による法律新語の創出を中心に論述して、マーティン訳《萬國公法》(1864)の法律新語が中日両国で最も広く使用され、根強い影響力をもっていたという結論に至った。第三章「漢訳西洋法学書が日本の法律新語に与えた影響」は第二章で取り上げた漢訳法学書の日本伝来に伴う日本語の法律語に与えた影響を確認した。

この部分は日中法律新語の原点とも言える中国法律語史の観察に基づき、清末における西洋近代法の翻訳動向を法律新語産出の萌芽期と見做し、実態及び特質の解明を試みた。今までの先行研究に比べるとより多くの語史事実が解明され、より信憑性のある新語データが創出され、日中造語の判定に参考価値を齎した。

第二部「日本明治期の法律新語」は日本の古代法の変遷を整理した上で、日本における法律新語の形成とその特徴を和訳法学書、法典、法律辞典を利用して、中国製法律新語の継承状況と和製法律新語の創出の角度から考察した。第四章「江戸時代の法律語」では江戸時代までの法制度

と近代式法制度の相違点、江戸時代の法律語と中国古代法の法律語および日本近代法の法律語との関連について述べている。第五章「明治維新と西洋法学書の翻訳」では日本の近代法律新語の形成史を考察するため、明治期の西洋法学との接触から始まる法学書の翻訳と法典編纂により創出された和製法律新語と中国製法律新語の使用状況について分析し、津田真道訳『泰西國法論』と箕作麟祥訳『佛蘭西法律書』の和製法律新語が最も影響力をもっていたことと、明治期の法典編纂とその和製法律新語が大量に創出されたことを究明した。第六章「明治期の法律新語の時代層」では日本語の法律新語の特徴を探るため、明治六法と法律辞典にみえる法律新語の定着傾向に考察を加え、既存語を大量に使用していることと、和製法律新語が法律新語の8割を占めていることと、この時期における和製法律新語の実態と特質を明らかにした。

この部分は中国語に借用される和製法律新語との関連を強く意識しながら明治期の日本法律新語の諸問題を取り上げ、中国語の外来語として受け入れる和製法律新語の産出時代と使用状況について広い視野で実証した内容であり、詳細かつ明確な新語データを得たことは高く評価される。

第三部「中国語が借用した和製法律新語」は中国語が借用した和製法律新語の考察を中心に据え、清末の戊戌変法（1898年）前後から民国期までの法律新語について論じた。第七章「中国の近代化運動と日本法律文化の摂取」では清末中国の政治変動と和製法律新語の借用について検証した。第八章「清末・民国初期の中国法学書に見える和製法律新語」では清末に刊行された日本語原典からの翻訳書とその他の法学関係書の法律新語を整理すると同時に、和製法律新語の使用状況を考察した。日本語を原典とする漢訳書は8割、それ以外の法学資料は5-7割程度という和製法律新語の使用状況を突き止めた。第九章「民国期の六法全書から見る和製法律新語の借用」では民国期における六法典の編纂から六法全書に見える和製法律新語の使用とその影響について考察した。六法全書の法律新語に占める和製法律新語は約6割に上ると確認した。第十章「民国期の法律辞典所収の和製法律新語と法律語の確立」では民国期の法律辞典に見える法律新語を考察するとともに、民国期までに中国が借用した和製法律新語の使用状況をまとめた。民国期の法律辞典が収録する法律新語に6割弱の和製法律新語が存在することが判明し、さらに1889年から始まった和製法律新語の借用は1930年代まで継続したという結論を得た。

この部分は中国語における和製法律新語借用の総検証にあたり、清末民初（民国初期）期の法律書に普遍的に存在している和製法律新語の大量使用の実態は統計により集約され、年代の裏付けをとれた貴重な研究成果と評価される。

第四部「中国語法律新語の語彙分析」は語彙論の視点から中国語の法律新語を多角的に分析した。第十一章「中国製法律新語」では中国製法律新語を新語の創出者別と創出法別に分類して、中国製法律新語の特徴を解明した。中国製法律新語の新造語は数量的に転用語を圧倒して、民国期に定着する割合も高いことが判明した。第十二章「和製法律新語の借用研究」では中国語における和製法律新語の借用現象について論述し、①中国語は和製新語の語形、語義、字音に左右されることなく借用したが、和製新語の訓読語はあまり借用されなかった、②中国語が借用した和製新語の8割弱が民国期に定着して、中国製法律新語の定着率よりも高いことが分かった、③中国語が借用しなかった和製新語は、日本語での非定着、新語の適用性、語彙の習性に起因すると結論づけた。第十三章「近代法律新語の研究」では法律新語を語素と語構成の視点から分析を加えた。第十四章「外来語としての和製法律新語の考察：和製新造語編」と第十五章「外来語としての和製法律新語の考察：和製転用語編」では日中両国語で共通する法律新語について、先行研究が触れた法律新語と代表的な法律新語を新造語と転用語に分けて、一語一語の語誌を記述した。

4. 研究の成果と意義、今後の課題

本研究の成果は3方面にわたる。

(1) 法律新語の形成史研究では、中国の清末・民国初期と日本の明治期の数十年間に両国が各々

古代法から近代法への転換過程に形成した法律新語及び互いに相手の言語に与えた影響を法学書、六法典、法律辞典など数多くの代表的な資料を駆使して、全容の解明を努めた。

(2) 法律新語の総合研究では、①清末・民国初期の漢訳法学書、法典とその草案、法律辞典を手がかりに中国が借用した和製法律新語の実態が解明された。②中日両国の法律新語を系統的な分類法で比較対照を試み、相互の関連性及び特質を検証した。③中日の法律新語を類型別の統計分析を行い、全体的な傾向を究明した。④法律新語の語彙リストを作成し、本研究で判定した法律新語を「文献別日中近代法律新語総表」(39文献、653語)として提示した。

(3) 法律新語の語彙論研究では、①中国製法律新語と外来語として借用した和製法律新語の特徴、定着傾向及び要因について考察した。②語素研究と語構成研究で法律新語の語彙的特質を研究した。③本研究の得た成果を活かして、代表的な各類型法律新語 114語(十一章 33語、十四章 35語、十五章 46語)の語誌を作成して、先行研究の誤認を数多く指摘した。

本研究は日中法律新語に関する初めての包括的研究であり、日中近代法律新語交流史の視座で目指した日中法律新語の歴史変遷と両国間の使用推移の解明はこの分野に大いに貢献する成果であり、今後の研究に大きく寄与するものである。又、近代法律新語は近代新語の一側面であり、本研究の研究理念と研究手法は関連分野に十分参考に値することも期待される。

本論文は24万字もある長編だが、法律新語の形成史の考察では文献収集で未見と未調査の資料は多数あり、全容の解明に影響している。また、国語学界が蓄積してきた研究成果の継続収集と有効利用も努力を要する方向である。語彙論の研究も資料ごと、新語ごとの精密研究が求められ、今後の研鑽が期待される場所である。

5. 審査意見

近代法律新語の研究は単純な語彙研究に留まらず、国史、法制史、翻訳史、文献史、語彙伝播史、国際文化交流史など複数の関連分野に深く関わり、それぞれ関連部分の解明は全容解明につながる。「タイトルの通り、中国近代における新語、新概念、特に「法律用語」を中心に、中国から日本へ、そして日本から中国へという史的な視点をもって考察したものである。中国の近代語としての課題は独自の成立と展開をおろそかにし、外来影響への偏重が挙げられる中で、中国語自身の資料を整理し、日本から中国への伝播と受容について、社会・法制などの観点から再点検し、あらためて「法律用語」の新しい意味とその中国的受容を究明しようとするものである。論文は、1) 洋学関係資料(対訳辞書、翻訳書)を丁寧に跡付けることで、いわゆる西洋概念の吸収をいかに行ったかという視点から出発した「西洋から中国へ、そして日本への文化伝播ルートの研究」、2) 中国近現代に先行する日本の人文的新思想、新知識の構築を手本とする中国の「日本経由の西洋受容」や「接触」の相を解明し、中国における近代知識の本質を再確認しようとする二つの方法によって、所期の課題を追究している。」と外部副査の陳力衛教授はその研究の構築と手法に肯定的な見解を示した。さらに「本論文は、まず、「西洋から日本への文化伝播ルートの研究」の領域では、既に先行研究の蓄積があるにも関わらず、筆者はさらに資料の整理をし、辞書による記述にだけ止まらず、法律関係書や他の資料をもって語史を構築しようとしているところが評価できる。つぎに、中国の「日本経由の西洋受容」の領域では、これまであまり議論されなかった「法律用語」の受容に注目することで、近代中国史、法制史、社会学などへの日本のか

かわりを浮き彫りにされたことが有意義なところであろう。」と、高く評価している。また本研究に対して、瀬戸口律子教授は「全体的に考察や分析が丁寧にまとめられている労作である。これまでの研究姿勢が論文の中からうかがわれる」、「第4部中国語法律新語の語彙分析が詳細に整理されている」、寺村政男教授は「地道な努力と才能があふれた 各大学の間で十分通じる博士論文」とそれぞれ評価を与えた。

また、改善の余地として、①多く開発されたデータベースの利用を増やし、また英華字典の利用も不可欠となる。②新語の語源による三分類は誤差を引き起こす可能性がある。③限られた関係書による語史構築がまだ不十分。④語彙の伝播についてももう少し踏み込んだ点が望まれる、など数点が審査委員から指摘され、藤本氏は謙虚に受け止め、今後の課題として対処していくと答弁した。

結論

以上の審査内容、評価に基づき、本論文を審査対象とする学位論文審査委員会では、全員一致をもって、本論文は博士（中国言語文化学）の学位を授与するに値するものと判断し、ここに報告する。

以 上

別紙：藤本氏の研究業績

(1) 学術論文 (*は査読制度あり)

平成21年	3月	現代成語中の古代字义问题、『外国語学会誌』第38号pp. 73~90
平成22年	3月	《譯書經眼録》所收清末日文漢譯書書目研究、『外国語学会誌』第39号pp. 97~120
平成22年	3月	1890-1930年之間の日文漢譯書目續考、『外国語学研究』第11号pp. 77~95
平成24年	3月	*《汉语外来词词典》所收日语外来词中的法律词、『語学教育研究論叢』第29号pp. 265~284
平成24年	3月	漢訳《万国公法》の法律用語が日中両語に与えた影響、『中国言語文化学研究』創刊号pp. 194~207
平成25年	3月	*从“假释”看汉日词汇的交流方式、『語学教育研究論叢』第30号pp. 233~246
平成25年	3月	《大清新法令》の法律語彙、『中国言語文化学研究』第2号pp. 157~167
平成25年	10月	*清末在華宣教師の国際法漢訳書に見える法律語彙、『中国語研究』第55号pp. 94~107
平成25年	12月	*19世紀末の日中両訳ナポレオン法典における法律新語の性質—箕作麟祥訳とビレクイン訳を中心に—、『研究会報告』(34、『連語論研究』Ⅱ) pp. 157~166
平成26年	3月	*戊戌変法期の法律新語—康有為の著述を中心に—、『語学教育研究論叢』第31号pp. 249~259
平成26年	3月	古語借用から見る法律新語の日中交流の歴史分析、『中国言語文化学研究』第3号 pp. 208-222
平成26年	10月	*嚴復訳《法意》の法律語とその影響—何礼之訳『萬法精理』との比較—、『中国語研究』第56号 pp. 56-66
平成26年	12月	*民国期の《六法全書》に見える和製法律語、『開篇』第33号 pp. 130-138

(2) 口頭発表 (*は全国大会)

平成23年	11月	漢訳《万国公法》の法律用語が日中両語に与えた影響、第二回国際シンポジウム、大東文化大学大学院外国語学研究科中国言語文化学専攻主催(於：大東文化会館ホール)
平成24年	8月	*从“假释”看汉日词汇的交流方式、第四届漢日対比語言学研討会、漢日対比語言学研究(協作)会主催(於：[中国]湖南大学)
平成24年	11月	《大清新法令》の法律語彙、第四回学術シンポジウム、大東文化大学大学院外国語学研究科中国言語文化学専攻主催(於：大東文化大学)
平成24年	12月	*清末漢訳法律文献に見える法律語彙—在華宣教師マーティンとフライヤーの漢訳書を中心に—、2012年度中国近世語学会研究集会、中国近世語学会主催(於：愛知大学東京事務所)
平成25年	7月	戊戌変法期の法律新語—康有為の著述を中心に—、第五回国際シンポジウム、大東文化大学大学院外国語学研究科中国言語文化学専攻主催(於：大東文化会館ホール)
平成25年	10月	*近代法律新語の形成—箕作麟祥の新造語を中心に—、日本中国語学会第63回全国大会、日本中国語学会主催(於：東京外国語大学)
平成25年	12月	*近代日中訳「法」の法律語について、2013年度中国近世語学会研究集会、中国近世語学会主催(於：愛知大学東京事務所)
平成26年	3月	*民国期の《六法全書》に見える和製法律新語、2014年国際シンポジウム、漢字文化圏近代語研究会主催(於：[中国]天津外国語大学)